



平成27年5月8日

各 位

会 社 名 野崎印刷紙業株式会社
代表者名 代表取締役社長 野崎 隆男
(コード番号：7919、東証第2部)
問合せ先 取締役管理部長 夏苺 崇
(TEL. 075-441-6965)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改正箇所につきましては、下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動の徹底を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を推進する。
 - ②内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備並びに進捗管理を行うものとする。
 - ③法令違反行為、またはそのおそれのある行為の発見及び是正を図るため、内部通報制度を設置する。
 - ④社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に従って文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築するとともにリスクの軽減、発生の防止に努め、リスクが顕在化した場合には迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の適切かつ迅速な意思決定を行う。
 - ②取締役の職務分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が遂行される体制を確保する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は業務執行状況、財務状況等を定期的に報告するものとする。

②子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を子会社も適用範囲とすることにより、子会社のリスクについても網羅的・総括的に管理していくものとする。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役及び使用人を一定数兼務させることとする。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社及び子会社は、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する体制とする。

・内部監査部門により、当社及びグループ会社の業務遂行状況等の監査を定期的実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

②監査役より監査役を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役及び上長等の指揮、命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の同意を得なければならないものとする。

③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

①当社及び当社グループの取締役及び使用人は、会社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査役に遅滞なく報告するものとする。

②監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して説明、報告を求めることができる。

③監査役へ報告をした当社及び当社グループの取締役及び使用人に対し、監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上